

# 交通事故などでケガをしたときは

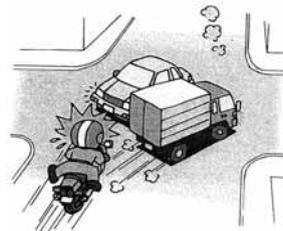
知っ得  
国保

国民健康保険の加入者が、交通事故など他人からの加害行為（第三者行為）でケガをした場合でも、国民健康保険証を使用して、医療機関で治療を受けることができます。ただし、医療費は加害者が負担するのが原則ですので、一時的に国保が医療費を立て替え、あとで加害者に請求します。

## ≫必ず届出を（届出の手順－交通事故の場合）

- 交通事故を警察に届け出て、速やかに「交通事故証明書」をもらってください。
- 役場保険課国保年金係へ「※第三者の行為による被害届け（一式）」を提出してください。

※第三者の行為による被害届（一式）は、国保年金係に用意してあります。  
役場へ届出の際には、国民健康保険証と印鑑をご持参ください。



## ≫示談の前にご相談を

役場に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談をしてしまうと内容によっては、国保から加害者に医療費の請求ができなくなるおそれがあります。示談をする前に国保年金係へご相談ください。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121・122

国民  
年金

# 国民年金保険料の追納について

免除や若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間は **10年以内**であれば、さかのぼって保険料を全部または一部納付すること（追納）ができます。



国民年金保険料の免除や若年者納付猶予及び学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。年金額を満額に近づけるために、生活に余裕ができたときは納めるようにしましょう。

ただし、保険料を追納する場合、免除や納付猶予等の承認を受けた翌年度から起算して3年目以降は当時の保険料に加算金が上乗せされます。

追納するには、国民年金保険料追納申込書の提出が必要です。（申込書は熊本東社会保険事務所または役場保険課にあります）

追納額等の詳しい内容は、お問い合わせください。

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎ 367-8144  
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123